

■ 研究論文

『コモンズの悲劇』再考～コモンズ論の新展開

藪谷 あや子（京都大学大学院）

はじめに

『コモンズの悲劇』（以下、『悲劇』）。このわずか3フレーズばかりの文章には極めて簡潔で逆説的な仮説が仕込まれている。人間心理の複雑さに言及しつつ、緊張をはらんだ均衡状態から一転して悲劇的な結末におとし込むダイナミズムは、論旨に異論がある人をも引きずり込む強い訴求力をもっている。しかし、レトリックの綾は事実をソフィストケイテッドする作用をもち結論を誤らせる可能性を孕んでいる。本章は『悲劇』の比喻にみられるイデオロギー、言説がどのような構造的な問題点をもつのかを考察しようとするものである。

結論的に言えば、歴史学、文化人類学、開発経済学等の研究成果と、何よりもコモンズシステムが現在も優勢な途上国で暮らす人々自身からの反論をもって、『悲劇』は事実と反するとのおおかたの評価が定まりつつある。即ち、多くの途上国では、開発に伴う貨幣経済の急速な浸透によってコモンズシステムが衰退し、それにもかかわらず社会制度の改革が並行して行われないうちに、それまでの貧しいながらも平等で相互扶助の慣行に守られてきた農村共同体の中に貧富の差が持ち込まれ、コモンズが支えてきた多様な風土にねざした伝統的な産業と生活には混乱と困難がもたらされている。つまり、言説としての『悲劇』の発想を育んだ西欧の近代化思想こそが現実のコモンズを衰退においやった元凶ではないかと指弾されているのだ。

本章が副題とした「コモンズ論の新展開」とは、『悲劇』をより詳細に検討することによって、その言説、イデオロギーとしての論理を批判することによって、間宮陽介氏のいうように、

コモンズが「私的所有原理に立つ市場システムを相対化する」役割をもつことを明らかにしたい。しかし、本稿をその一章とする拙稿『現代コモンズ論の射程』（経済論叢別冊「調査と研究」第11号 1996年。）は、それにとどまることなく、現代の高度な情報と科学技術と人権意識の普及という新しい条件のもとでコモンズの機能を再生するための仕組みやルールを開発することをめざしているものであることを言い添えておきたい。

Ⅰ コモンズ論の新展開

Ⅰ－１ 『コモンズの悲劇』とは何か

『コモンズの悲劇』。この公益と私益の軋轢と調和に関する小さな比喻は、環境問題の研究者の間では有名である。しかし、発表された当初を別にすれば、頻繁に引用される割にはテーマとして真正面から取り上げられたことはまれで、わが国でも1970年代にスリランカの共同体の構造を分析した中村尚司氏が着目してすぐれた考察を示している程度であった。ところが、近年、環境問題や近代化批判の立場からコモンズ論が注目されるに至って、この比喻の意味があらためて問い直されるようになった。

まずこれまでの経過を概括しておこう。環境問題において「コモンズ」なる言葉を有名にしたのは、生物学者であり人口問題の活動家としても知られるG.ハーディンの論文「コモンズの悲劇」（1968）に由来する。これは、海外の文献では頻繁に引用されるものである。

論旨については、その批判とともに多くの言及がなされているので割愛し、ここでは、「個々人の効用を最大化しようとする牧夫の合

理的な行動は、際限なく家畜を牧草地に増やすことにつながり、全体としてみた牧草地（コモンズ）は過剰放牧によって疲弊する」（浅子・國則氏）という悲劇的な結末をもたらすメカニズムをいかに解釈するかを問題にしたい。例えば、「コモンズの悲劇」の者が、このメカニズムにマイナス評価を下していたことはまちがいないが、一方、この論文に対して、例えば、人口増加問題と関わらせた白人の優越的資源配分論とする批判は当時からあったし、昨今では、『コモンズの悲劇』と名づけられた現象が果たして歴史的事実に妥当しているかどうかという指摘もさることながら、ハーディンの論文が新古典派命題の論拠として利用されてきたという点についても厳しく批判されているところである。¹⁾かかる批判は、近年ではとりわけ途上国の論者およびフェミニズムの立場に立つ論者からのものが鋭い。しかし、まずはいったん事実関係は保留し、『コモンズの悲劇』を概念ツール（コモンズの悲劇モデル）として活用する立場から考察を加えよう。

例えば、中村尚司氏は、『共同体の経済構造』（1979 新評論）の中で、H.E.デイリーの文章を引用しつつ、²⁾この論文を、私企業と社会主義という両制度の比較検討を通じて、環境汚染のメカニズムが経済体制の「型」に規定されること、環境の社会的意思決定における公・共・私の関係、官僚制や社会計画担当者の占める役割の重要さという結論を引き出したものの解釈を示している。注目すべきは、中村氏が、コモンズの荒廃という結果より、むしろ「専門家たる調整者、あるいは民主主義の不在こそが社会的意思決定の悲劇の結果を惹起する」というストーリーを逆説的に組み替えて、「コモンズにおいて社会的意思決定の調整者が存在し、民主主義が機能するならば環境保全は実現する」という理想的な結末を導くメカニズムとしてプラス評価を与えている点である。即ち、中村氏は、コモンズのように共同体と環境の持続的発展を合意し、かつ全員一致ルールに基づく社会的合意システムを有する社会においては、個々

人の環境尊重の行動の累積は社会全体として環境保全を実現すると主張する。要するに、「コモンズ効果」という同じものについて、一方（コモンズの悲劇モデル）は環境破壊をもたらすもの、他方（コモンズ論）は環境保全を可能にするものとの正反対の評価を下しているのである。しかし、両者に共通するのは、スミスの「見えざる手」で表現される市場経済の自己調整機能への批判である。いいかえれば、双方ともにコモンズを、環境破壊あるいは環境保全の内在的装置（加速あるいは自動制御）として把握しているが、これは、個別に行われる私的利益追求（個別規制）の累積的效果、つまりマクロ経済学の教科書がいう「合成の誤謬」の一例と考えれば納得できる。結論的にいえば、市場経済、計画経済の双方ともに「コモンズの悲劇」を防ぎえないこと。つまり、世代間における希少資源の最適な配分を実現できないことを証明したうえで、「環境破壊をもたらすメカニズムがどのような条件の下で、つまり、主体側がどのような発展段階にある時に、環境保全のメカニズムに転化するか」という設問に置きかえ、環境制御システムの構築における重要なインプリケーションとして受けとめることができる。しかし、現代社会では環境保護の合意と合意システムの構築には多くの困難が横たわっている。例えば、地球規模での空間分業と高度な社会的分業が達成された現代社会にあっては、従来であれば狭域であるからこそ成立し、可視的であったところの「受益－負担」と「生産－消費」の関係が、グローバルな企業活動と複雑な取引関係に覆い隠されがちである。また、「大競争時代」を迎えて企業の多国籍展開が激化するなかで、規制緩和をめぐる「個人（企業）の自由と共同体」の確執はますます調整しがたいものとなっている。さらに、先端的な金融取引制度によって、世界の投資会社は巨大な資金力と情報力を駆使して、たとえそれが自国を相手であっても、一国の通貨を暴落させるまでの「自由」を享受するに至るまでになっている。

I-2 コモンズ論の新展開

次に、コモンズ論を今日的視点から再検討してみよう。

まず、コモンズを詳しく検討したすぐれたリーディング“Common Property Resources: Ecology and Community- Based Sustainable Development (Berkes, F. and M. T. Farvar 1989)”がある。また学術誌「人環フォーラムNO.2」(1997)は特集『コモンズの悲劇を超えて』を組んだ³⁾。これは、当時発生したインドネシアの大規模な森林火災が彼の地の焼畑によるものではないかという風説が流布した背景に、焼畑という生産様式が潜在的に森林の破壊を招くものとする偏見をただす意味でもタイムリーな企画であった。その内容は後述するが、そのなかで間宮陽介氏は、ハーディンが議論の出発点においたコモンズは名ばかりのものであって実はなんらコモンズではなく、歴史的なコモンズは、ハーディンのいう『コモンズの悲劇』が始まるまさにその時点から出現したものであって、人々の生活が森や川や海の産出する資源に依存している社会では、人々はコモンズの破滅を防止するために、資源利用の方法、ルール、所有制度などあらんかぎりの工夫を試みると述べて、ハーディンの『悲劇』の論証には根本的な事実誤認があると結論づけている。

植田和弘氏も、環境経済学の立場から、「従来、コモンズの評価に関しては、共有地は私的所有者が明確に規定されていないため、必然的に過剰利用されてしまうと論じられがちであった。その結果、コモンズは管理形態として適切ではなく、私有化を進めるべきだとされてきた。ところが近年、コモンズの機能に着目した再評価が行われているなかで、『コモンズの悲劇』の議論にはコモンズの性格や機能に関する多くの誤謬が含まれているのではないかという疑問が提出されている」と述べて比喩の再考を促している⁴⁾。

また、環境的公正と平等を求めるV.シバやK.マーチャントなど途上国の論者やエコロジカル・フェミニズムの論者は、近代化批判の立場

から、『コモンズの悲劇』は資本主義を生んだ西欧近代市民社会の思想的根拠を体现するものとして一様に切って捨てるがごとく批判する。⁵⁾ 西欧近代市民社会の世界観とは、利己的・競争的な男性中心の人間観と、自然を征服すべき対象とみなす人間中心主義の自然観という二つの西欧的伝統に立っており、それらは同根－人間と自然に対する闘争的、暴力的な態度の表出であるとする。そしてこの西欧近代の世界観が、排他的・暴力的な「近代的」土地所有権思想、侵略的・帝国主義的な政治思想、人間疎外的・還元論的な科学技術思想等々として展開し、資本主義の発達、近代化推進のエネルギーであったとする。この抗しがたい近代化の流れは、今世紀初頭までには途上国の自然資源・土地・人間そのものを略奪する武力的侵略を終え、第二次世界大戦後の最終四半世紀は経済的侵略によって資本主義の地球規模での拡大と西欧的生活様式の浸透を介して、地球規模においても、それぞれの国民国家の内部においても貧富の格差を拡大させ、各国、各地域の多様な文化を画一化させてきた。中村陽一郎氏はこれを「資本主義のブルドーザー作用」と表現している。

要するに、彼(女)らの主張は世界システム論的観点から、近代化による世界資本主義体制への包摂こそが、南北問題を「先進国＝浪費的な資源消費」「途上国＝貧困による環境破壊的な資源の濫伐、濫採」という二つの資源消費、環境破壊のパターンとして表出し、その帰結が、さまざまな経路やカップリングを経て、現在の地球規模での環境問題をひきおこしたとみる。『悲劇』の思想構造はその象徴としてある⁵⁾。

さらに、これまでの経済学においては、環境問題がメインストリームのテーマとして扱われてこなかったばかりか、西欧近代市民社会の価値観を無批判に補強してきたか、あるいはその犯罪性を断罪するあまりに、人間の利己心や闘争心を否定し善意を組織化しようとしたところに、形は異なるがやはり西欧近代市民社会の価値観の傲慢さがなかったかをふりかえり、学としての経済学のパラダイム転換を志向する論者

のなかには、コモンズの再評価を手がかりにして、来世紀にひきつぐ問題群－エコロジー、ジェンダー、エスニシティを扱いうるモラルサイエンスとしての経済学を再構成しようとする人々がいる。また、本稿全体がテーマとしてきた共同体倫理と自由な精神との調和という視点からみれば、A.センとH.アーレントが目ざされる⁶⁾。

A.センは、『悲劇』が無条件に前提にする利潤最大化を求めて行動する人間像、即ち、新古典派経済学が市場システムの前提とする人間像の欠陥に対して、倫理を取り込んだ人間像を再び市場システムに埋め込むことで、市場システムの際限なき欲望と膨脹を内部から規制しようと挑戦している。また、H.アーレントは、多数決原理がはらむ衆愚政治の可能性という民主主義に随伴する意思決定過程におけるパラドックスを、必要悪としての国家のうちにではなく、古典古代のアゴラに集う民主主義精神やアメリカ合衆国の建国精神をひきつぐ「私」の伝統に立つ公共空間の再生に、即ち、自己の価値観の重い部分を共同体倫理・規範におく「私」人を基礎とした社会共同体のうちに求めている。

Ⅱ 「コモンズの悲劇」の再検討

Ⅱ-1 論文「コモンズの悲劇」の主張

『コモンズの悲劇』の考察に先だって、まず、提唱者G.ハーディンの意図するところを再確認しておこう。ハーディンは、
(1)途上国の人口爆発による地球上の人口増大に対して、資源利用に関する何らかの国際的政策調整がなされることがない状況は、将来的に資源の絶対的、相対的狭隘化を生み、その争奪と過剰利用を必然的とし、地球と人類の荒廃という悲劇的な結末に至るであろうと警鐘を鳴らした。(2)悲劇的な結末を提示することによって、資源の有限性への問題認識を訴え、地球上の共有資源が適切に管理・運営されるには、関連情報が開示され、資源の効率的な利用と配分を促進し、資源の浪費、汚染、汚濁に対する責任の

所在が明らかにされるような政治経済体制が選択されねばならないと主張した。(3)(2)の主張を実現する体制が何かは明示していないが、「共有（国有）のもとで官僚制と情報抑圧の傾向をはらむ」社会主義と、「私有のもとで個々の利潤最大化行動が全体として無政府性に帰結する」資本主義を批判し、「自由主義と民主主義に支えられた」自由経済を指していることは明らかである。

即ち、彼は、①計画経済を、市場的な〔需要－供給〕情報に基づかない（実体経済との乖離）政府指令による資源の利用・配分は非効率性をうむ。この矛盾は官僚制によって増幅されるが、競争を排除しているためにこの状況は構造化されると論難する。一方、②市場経済は、各人がその所有する財産から最大利潤を引き出そうとして資源を効率的かつ高度に利用する。しかし、全体として無政府的に資源を極限まで利用することによって環境破壊をひき起こすと述べる。そこから導出された結論として、計画経済と市場経済の環境破壊にかかわる矛盾を克服するための政治経済体制が選択されねばならない。また、国際的な資源配分のために、民主主義的な規制と協調が必要だとしている。

要するに「悲劇」は、一方の極に〔情報抑圧・独占体制の下での非効率で現実から乖離した資源配分〕を、他方の極に〔無秩序な資源の搾取と浪費〕の必然性をみて、これら両極の政治経済体制はともに真の計画と合意なき資源利用と配分であると述べ、やがて来る過剰人口の時代には資源の争奪による悲劇的な結末に至ることを述べたものである。ソ連型社会主義の崩壊が今世紀の社会主義体制の下での驚くべき環境破壊を明るみに出したこともあって、彼の主張それ自体に反対する人は少ないと思われる。『悲劇』の功績として、まずは1960年代の時点で、環境破壊が二つの型の政治経済体制にかかわらずひきおこされることを述べた点については評価しておこう。

ここで『悲劇』をより理解するための格好の素材として、彼の別論文「救命ボートに頼る生

存」(1974)にみる『救命ボートの論理』(以下、『ボート』)の比喻にも言及しておきたい。『悲劇』と『ボート』は、生態系学者であり人口問題学者でもあるハーディンのそれぞれの分野でのスタンスの表明でもあり、これらを補完しあえば彼の主張の真意をよく理解できるように思われるからである。問題は彼の論理の整合性と帰結点であるが、その前に『悲劇』と同じく『ボート』も多分に寓意的・隠喩的で多義的な解釈が可能である。一つの例として、政治学者佐藤誠三郎氏の解釈を紹介しておきたい。⁷⁾

『救命ボートの論理』とは、危機の際して弱者や重傷者は足手まといになるから苦痛を減らす以上の治療しないという軍隊の規範「治療優先順位(トリアージ)」を救命ボートの状況にたとえて、途上国への開発援助に適用したもので、「定員オーバーの船が転覆した場合、全員を救うのに十分なだけの救命ボートはない。救われる諸個人は十分に強壯で自分を助けることのできる者である」との比喻を、地球の人口が食糧資源を上回った場合、戦時の負傷者たちに対してとられたような選別方式の政策を用いた選択的援助が国家に対してなされるべきであると主張したものである。即ち、食物の余剰のある発展した国々は、人口抑制策に自発的に同意する途上国だけを援助の対象とすべきだとの主旨であり、これに対して、途上国の論者をはじめ厳しい批判が寄せられている。

しかし、政治学の立場からする佐藤氏の解釈は若干ニュアンスが異なり、救命ボートの状況を、ある種の価値の希少性が極度に高まると、マーケットメカニズムがうまく機能なくなるとともに政治が介入することも不可能になる戦争直前の場合が発生することにとえて、環境問題はまさにこのような状況であり、その解決に政治の介入が必要とされると解する。佐藤氏によれば、船が沈みかかっているのに救命ボートの数が限られている場合、全員が救命ボートに乗ろうとすればボートが沈んでしまい、結局一人も助からないことになる。かといって譲り合っていたらやはり全員死んでしまう。しかし、

誰が救命ボートに乗り、誰が沈みゆく船と運命を共にすべきかをみんなが納得する形で決定すること(政治的な処理)は不可能で、このような状況では暴力によって他人を排除する結果(戦争)に行き着かざるをえない状態となる。

要するに、「神の見えざる手」状況と「救命ボート」状況との中間には、メンバー全員が協調すれば全体としては一番好ましい結果が得られるが、各人にとっては他を出し抜いた方が自分の利得は最大になるが、全員がそのような裏切り戦略をとるならば全体として最悪の結果になる場合(ゲーム論でいう『囚人のディレンマ』状況)、いいかえれば、自然に放置すれば最悪事態になりやすいが、リーダーシップが適切に発揮されれば全体として最善になるという状況があり、政治が必要とされるのはまさにこのような状況だということ。これは、計画経済と市場経済のそれぞれの環境破壊にかかわる矛盾を克服する政治経済体制を選択して、民主主義的な規制と協調のもとに国際的な資源配分を実現すべしとする『悲劇』の結論と合致する。ここでもハーディンは支持されよう。

『ボート』と『悲劇』を重ねたハーディンの主張は、「人間社会における競争や紛争の処理の仕方という観点からすると、社会の成員全員が自己の利潤の最大化を追求して行動すれば(マーケットメカニズム)全体として最悪の結果になる(戦争)というディレンマ、またちょうどその逆で、利他的に行動すれば全員共倒れになるというディレンマが存在する。これら二つのディレンマを回避するためには、全く自由な競争ではなく、政治の介入する競争が望ましい場合があり、環境資源問題がそれである。」と解されよう。しかし、彼の論証はどこがおかしい。もう少し詳細に検討してみよう。

Ⅱ-2 『コモンズの悲劇』の誤りと教訓

ハーディンの論証には事実とレトリックとの巧みなすりかえがあるし、主張の前提となる歴史認識と結論にも問題が多いことを明らかにしよう。

第一は、事実認識の皮相さである。彼は環境問題の要因としての資源制約をマルサスの観点からする人口問題のみに求め、しかも結論として途上国の自己責任、自助努力だけに帰している。これについては、従来の経済学が制約概念を無視していたことに対して、資源制約のもとでの配分という枠組みを強調したことの意義はあるが、南北問題の存在をはじめとする途上国の人口増大の要因については一切ふれないままに、途上国の努力いかに原因を帰着させる意図を疑わないわけにはいかない。経済学はその後、ローマクラブの成長の限界、ボールディングの宇宙船地球号、あるいはエントロピー論等によって鍛えられていくが、ハーディンにはその発展はみられない。人口問題の背景の分析を誤まった人口学者の責任は大きいといえよう。

第二に、歴史認識の欠落である。地球規模での資源配分問題を論じる場合には、先進国、途上国、最貧国という三つのグループのそれぞれの主張の背景にある現状分析と歴史的な経過をふまえた理解が不可欠である。これこそが資源の効率的な配分が公平性と公正性と衝突する最大の局面である。ハーディンは、南北問題として表れる世界の政治経済の構造的矛盾の克服という観点を完全に欠落させている。彼は、資源消費において国際協調と民主的規制を提唱しはするが、内実は環境問題の解決に努力できる経済的余裕がある国だけが資源配分にあずかる資格があると述べているにすぎない。加えていえば、彼は（人口問題、環境問題に対してと同様に）コモンズに対して歴史認識や現状分析が欠落しているにもかかわらず、実態と異なるものをコモンズとして描いたために、コモンズは大いに世界に注視されるようになった。ただし、コモンズ（に象徴される途上国や共有的な資源利用制度）への偏見をふりまきながら…。

ハーディンは、コモンズを、人間の本性にかかったアクティヴな私有の前に形式的で無力な共有が凌駕されていく舞台として描き、コモンズシステムは環境破壊を必然的とするメカニズムを内包するとみなした。したがってコモンズ

を基礎とする共同体経済もまた環境破壊を必然とする前近代的な仕組みであって、コモンズ（社会）は近代化すべき、啓蒙されるべき対象と位置づけられた。そこから、共有制にかえて私有制を、共同体経済にかえて（民主主義的な）資本主義経済が選択されるべき政治経済体制であるとの結論が導き出されている。

第三に、ハーディンは、巧みな比喩と論法によって、自分の研究成果や理論から得られた結果にではなく、自分のイデオロギーへと結論を誘導している。彼の主張は三段論法から成っている。即ち、

- ①途上国の無責任で自己中心的な人口圧力による食糧資源の供給不足→
- ②計画経済と市場経済それぞれの環境破壊にかかわる矛盾を克服する民主主義的な政治経済体制のもとでの規制と協調による国際的な資源配分の実現→
- ③②に努力しない途上国への制裁措置としての援助停止（選択的選別方式）

以上の三段階の各々をみていくと、次のような評価を下すことができよう。

①の原因はコモンズによるものとして描かれているが、これは誤りである。（その結果、ひきおこされた資源制約の国際対立、人類の生存と戦争の危機を救命ボートの状況にたとえているが、これ自体は巧みな比喩である。）

→②を自説として展開するが、これは支持できる見解である。

→最後に③で、途上国への開発援助（ハーディンにあっては先進国からの恩恵的、地球防衛的イメージが強い）における選択的選別方式を結論とするが、これは、①との因果関係として提起している限り誤りである。要するに、彼の診断は正しいが、結論は間違っている。

多くの人々が『悲劇』と『ボート』を支持する訳は、良識的な結論を提示しながら鮮やかに展開されている②の部分だけに目を奪われるからではないだろうか。佐藤氏の解釈も、②の部分を取り上げている限りでは正当で立派な解釈であることには違いない。しかし、ハーディン

が狡猾にたけている点は、②を全面に押し出しつつ、意地悪く言えば、密やかに①を原因として刷り込み、③の結論に読者を落とし込む点である。要するに、第1段と第2段、第2段と第3段との『つなぎ目』（ここでは、結節点が重要な役割を果たしている）の部分で論理を飛躍させ、巧みに自らの主義、所説に誘導するので、最後には②の部分の肯定と、①と③との「結果－原因」の因果関係だけが印象に残るのではないだろうか。そしてそれを納得させるのはアナロジーの面白さであろう。

『コモンズの悲劇』についての批判は、さしあたり本稿のテーマに関する限りは尽くせたと思う。次に、コモンズに対する偏見と悲劇を超えるために、ハーディンを離れてコモンズの荒廃について考察してみよう。

Ⅲ コモンズはなぜ荒廃するか ～掟破りのメカニズム

Ⅲ－1 歴史上のコモンズ

ハーディンの事実誤認のもとになった「コモンズの荒廃」現象は先進国の歴史上のコモンズか、それとも途上国でいまでも見られるコモンズかどちらかである。では、両者はどのような原因によって生じたのかをみてみよう。

(1) 共有地と入会地

一つは言葉の問題（訳語）がある。共有地と入会地は日本においてはほぼ同義語として使われているが、中世ヨーロッパでは異なる役割をもつ異なる意味の土地として明確に区別される。

まず共有地について。大塚久雄氏以降の研究が示すように、中世ヨーロッパの共有地とは、古い時期に村落共同体による配分ルールにしたがって分割されたもので、この画地は私有地のように個別の占有権、使用権が設定されており、耕作をはじめとする維持管理は個人の責任とされていたが、さまざまな共同体規制が課せられていた。即ち、三圃式農業として知られるヨーロッパ農業では、地力を保全するために共有地

は三つに分けられ、放牧地と秋小麦と春小麦のための土地に充てられていた。かかる耕作形態にあっては、一つは、土地の割り替えを可能にするには小麦の種類を指定する作付けの強制が必要であった。二つに、放牧地には馬や牛の頭数規制と囲いの維持管理に関する規制があった。

次に入会地について。共有地の外側の森林、沼地、荒蕪地は、通常、日本のそれと同様に、入会って利用する代償として私的な資源の濫用を規制する掟を守り、共同で維持管理する義務が課せられた入会地であった。要するに、共有地にせよ入会地にせよ、歴史上のコモンズで規制を有しない土地は例外的であり、コモンズの荒廃は何らかの事情で規制が機能しない状況から生じたと結論づけられる。間宮氏が言うように、まさにコモンズの規制はコモンズの荒廃としての悲劇から得た人々の経験知であった。こうした点から、コモンズは「共有地」と訳すべきではなく、例えば「入会地」と訳す方が適切だと、既に平松紘氏が指摘していると植田氏が紹介している。

要するに、訳語の不正確さが『コモンズの悲劇』の解釈に混乱を増した要因ともなっている⁸⁾。わが国では、明治以前には私的土地所有権が法認されていなかったために共有地は存在せず、一般的に私有地あるいは公有地でない土地は、入会地と共有地の厳密な違いを要求されることなく不明瞭に混同して使われてきた。

ともあれ、ハーディンの『悲劇』の論旨に合うコモンズは、利用規制が課せられているという点で「入会地」と訳すべきであり、そのような土地では特別な事情がない限り悲劇は未然に防がれていた。

もちろん、特別な事情－例外とは、掟破り、盗伐である。しかし、この状態はもはやコモンズとはいえない。ハーディンの論証の前提には事実誤認があったというべきであろう。先の間宮氏の指摘はそのことを述べたものである。

(2) 北西ドイツの農村定住史

中世ヨーロッパ村落形成史は、例外はあるが、

一般的にコモンズにおいて主流であったのは過剰利用ではなく、むしろ、自然環境親和型の持続可能な利用（Sustainable Use）であったことを明らかにしている。では、例外とされる歴史上しばしば起こった「コモンズの荒廃」現象の原因は何だろうか。その一事例が、肥前栄一氏の土地制度と村落共同体の構造との関連を示す北西ドイツの農村定住史（同時に村落共同体内部の階層分化の変遷史となっている）の研究にみられるので紹介しておきたい。⁹⁾ 概略は以下のとおりである。

(1) 中世ドイツの土地制度は、基本的に三世代共住の直系家族からなる各農家が、村落の中に①ヘレディウム（宅地・庭畑地）所有権、②30モルゲンを基本単位とするフーフエ耕地所有権、③共有地（採草地・放牧地とくに森林）の用益権—という三層から成る一体化された権利を有するものであった。このように、持ち分フーフエを所有する農家だけが村落の有する共有地の完全な権利者であり、村落における本来の最も正統的な共同体員とされていた。

この場合、②のフーフエ耕地の分配は、大塚久雄氏が考察した古典古代の共有地分配に起源を溯ることができようが、厳密に言えば、中世においてはもはやそれらは共同体の共有地ではなく、領主の所有に属する土地を共同体構成員の合意によって平等に分割し、そのうえで領主に地代を貢納したものとされる。その際、中世北西ドイツの土地制度の特色として、かかる土地配分が個別農家の諸事情（家族員数、年齢別、性別構成その他に基づく耕作能力や土地需要の相違）を勘案することなく一律に（即ち形式的に平等に）行われたことが指摘されている。

これは、土地配分における血縁原理ならぬ地縁原理であるとされ、「経済的には不合理な、こうした『法的な観点』の優位」について、氏は、ゲルマン大移動期＝封建的革命期に芽生えたヨーロッパに固有な法＝権利意識の所産であり、それがフランク王国のカロリング王朝期以降、グルントヘルシャフトの主導したフーフエ制度を確立させたものと述べている。中世の

封建的な村落共同体とはこうしたフーフエ保有農民の隣人集団＝共同組織であった。

(2) 旧ザクセン時代から定住を開始していた最古の農村定住者（旧農民）であるフーフエ農民は、「マイヤー」もしくは「エルベ」と呼ばれ、彼らのみが「中核をなす耕地」としてのエッシュ地をもち、エッシュ・ゲノッセンシャフトの本来の構成員として、マイヤー（エルベ）地と呼ばれる完全な権利と最高の義務を負う土地を配分されていた。エッシュとは元来、旧農民によって9世紀以前の旧ザクセン時代に開拓された最古の最優良地であり、長地条型と混在地制を特徴としていた。またマイヤー（エルベ）地は、主たる義務として、賦役（馬による農耕と従軍の公的役務）、納税（主として軍税）、共同体の公租負担義務を負い、権利として、共有地用役権（共同放牧権）、森林伐採権・豚の飼料採取権、泥炭採取権等を有していた。また屋敷地には共有地用役権が付随し、手賦役の義務が課された。彼らは18世紀に至っても「農民貴族」として村内の特権階級をなし、それ以外の住居（小屋）と範疇的に区別されていた。

11世紀頃を境として、特に中・南ドイツの農業生産における穀作の意義が高まり穀物による地代納入の意義が高まるにつれて、少なくとも12世紀以前には屋敷地の単なる付属物でしかなかった耕地の比重が大きくなり、12世紀には耕地と屋敷地の地位が逆転した。そして11～12世紀になると、人口増による共有地の相対的不足の下で、エッシュ共同体の土台の上に共有地共同体が成立する。即ち、人口増加による共有地の相対的な狭小化し、および成立しつつあるグルントヘルシャフトへの対応として、森林の保護と合理的利用、また旧農民の旧来よりの権利の擁護を目的として、10～11世紀には、「持分フーフエ」を構成要素とするコンボラティブなマルク共同体が成立した。

(3) このようなフーフエ制度を土台とした北西ドイツの土地制度は、中世中・後期以降、次第に新しい定住形態をうみ出した。その詳細な解説は割愛せざるをえないが、おおよそ以下のよ

うな順序で新規定住者が出現していった。

即ち、10～12世紀には世襲ケッター（小屋に住む者の意か）が、15世紀以降は共有地ケッターが、16～18世紀にかけては極小の共有地ケッターともいべきプリנקジツター（掘立て小屋に住む者の意か）が、そして16世紀には、これらの他に、非定住の村落居住者であるホイアーリングが発生し、19世紀前半に至るまで増加し続けた。この歴史的経過の中で、中世初期以来の独身の奉公人も、16世紀以降次第にその性格を変化させていった。

こうして村落内部での階層制の進行とともに、主として外生的な要因（流入者）による人口圧力の中で土地の相対的不足が生じ、生活に苦しむ下層農民によって共有地の盗伐が行われ、「コモンズの荒廃」がひきおこされたのである。

以上の定住形態の変遷は、フーフエ制度が村落人口の自然増と社会増によってその土台となる土地配分の平等性と階層性が崩れていく様子を示している。これは、資源の枯渇化（共有地の相対的狭隘化）に対して、先住者が既得権益を守るために自己組織的な階層分化の展開で応じ、資源配分ルール（慣習的土地所有制度）を変化させなかったことの結果として解しうのではないだろうか。ローマ時代、は市民に分配すべき公有地を獲得するために植民地拡大を不断に継続したが、中世では、資源制約のもとで再配分を望めない者たちは盗伐（環境破壊）においやられるしかなかったのではないか。

また、来住者による人口圧力の他に、安田喜重氏の研究によれば、中世の一時期を襲った異常な寒冷気候が燃料としての木材価格を高騰させ、森林伐採圧力となって、ヨーロッパに広く「コモンズの荒廃」がみられたという。

Ⅲ－3 途上国のコモンズ

環境汚染と所得分配の不平等性の拡大は今世紀から来世紀にひくつぐ負の遺産である。長い植民地時代から急速に外来的な近代化の道を選ばざるをえなかった途上国ではそれは加速度的

に進行している。先進国資本は、近代の初頭から国際競争と利潤率の低下を克服するべく、未開発国というフロンティアを次々とつくり出してはその落差を利用しつつ抱擁していった。途上国経済は主体性を奪われた形で国際経済に巻き込まれ、南北の地域間格差は決定的に拡大された。これに対して、途上国政府は、爆発的な人口圧力の下で貧困からの脱出をめざして経済開発を進めたが、その多くが資本・エネルギー多用型の重化学工業を優先する工業化政策と、モノカルチャー型の資本型農業であり、それらは途上国の豊かな自然を破壊するとともに、先進国は自国の公害惹起型産業を、規制や賃金をバーゲニングしても工場進出を歓迎する途上国に移転したことで、途上国はさらに先進国の環境汚染の輸出先ともなった。

大塚啓二郎氏は、論文『土地制度と「森林」問題』¹⁰⁾のなかで、「森林破壊の原因の一つは商業伐採であるが、その重要性は以外と低い。より重要なのは農民による森林の伐採であり、森林現象面積の約3分の2はこれが原因であると推定されている」、「（商業伐採は取締もその後の植林も技術的に可能だが）はるかにやっかいなのは、耕地拡大のための森林の破壊である。多くの森林地帯にはすでに多数の貧しい農民が住み着いており、耕作と休閒を繰り返しながら焼畑耕作で細々と生活を営んでいる場合が多い。人口が少なかった時期には、20～30年の休閒によって森林はよみがえり、森林環境は維持された。しかし人口の急激な増加とともに休閒期間が短くなり、森林が再生する時間的余裕が次第になくなってきた。またそのために土地の肥沃度は減少し、作物の収量も低下傾向にある。困ったことに、焼畑農民は貧しい国々の中でも最も貧しい人々である。他に雇用場がないからこそ森林に入り込んでいる。森林を再生させるという目的のために、彼等をむりやりそこから追い出すことはできない。」と述べている。

速水佑次郎氏も途上国開発経済論の立場から、所説¹¹⁾のなかで、「天然資源への依存度が高く、労働力の吸収度が大きい地場技術と伝統

的な生産システムによって支えられている現代の途上国が先進国の資本・労働集約的な企業経営と技術が導入されると、それは国内経済に波及する前に一気に所得の不平等をひきおこし、労働の限界生産性は低下し、賃金が引き下げられるのに対し、資源地帯は上昇していく。その結果、小作農や労働者の所得は低下し、地主や大農場主の所得が増大する。平地の耕作適地が不足すれば、生活を支える農地に不足した貧困層は、都市のスラムか海外に流出するか森林や草地の再生力をこえて薪炭など生活物資を採取し、過密な家畜の放牧をせざるを得なくなってくる。また、彼等は、森林や草地として保全すべき傾斜地にまで耕地を拡大していく」と述べている。

両者が示す現代の途上国におけるコモンズの荒廃のプロセスは、中世ヨーロッパにみられたコモンズの荒廃と共通するメカニズムである。貧困が焼畑サイクルの短縮、盗伐などが環境破壊への圧力になっているのであって、共有を荒廃に直接結びつけることは誤りである。途上国の環境破壊は地球環境悪化に大きな影響を及ぼし、それによってひきおこされる異常気象は平等に世界を覆うが、真っ先に被害を受けるのは抵抗力がない途上国であり、その国土はさらに荒廃し砂漠化が進むという悪循環をひきおこす。即ち、大規模な渇水と洪水など気候変動は途上国の基幹的産業である農業に直接、影響を与えるために国の経済全体を直ちに波及する¹²⁾。

環境破壊は自然の再生能力をこえて行われる略奪的な資源採取や伐採に起因するところが大きい。とくに途上国では、その多くが国有地か入会地（コモンズ）となっているところの山林や原野の荒廃が大きな比重を占めている。これも表面的、現象的には利己的動機によるコモンズの荒廃による悲劇といえるが、それは普遍的な人間存在如何という哲学的議論に帰される領域ではなく、所有形態がいかなるものであろうと生命の糧を自ら確保せねばならないという問題である。先の大塚氏はさらに、「最近の研究によれば、西アジアや北アフリカの広大な共

有地では、まさに「共有地の悲劇」が起こっているようである。しかし、悲劇が起こるのは、共有地であるからではない。…問題なのは開放地であるか否かである。開放地であればその利用に規制がないから、過剰な放牧や伐採は避けがたく、いつかは悲劇が起こる。」「原生林が通常オープンアクセスの状態にあることも、大きな問題である。オープンアクセスとは所有者があいまいで、土地がだれにでも開放されている状態を指す。歴史的には、原生林はあり余るほど存在した、したがって、だれも原生林の所有権を主張することはなかった。そうした所有者不在の制度が、人口圧力が増大し原生林が急速に希少になった現在でも存在し続けている。個人にせよ、大家族にせよ、所有者が確定していれば、森林を過度の伐採から守ろうとする動機が働く。しかし未開の原生林をもめごとの起こらぬように個人や大家族に分配し、さらに所有権を確定し、かつそれを保護することは実際上不可能である。したがって原生林は開放地のままであることが圧倒的に多い。」と述べていることは核心をついている。

IV コモンズの悲劇を超えて

IV-1 偏見・事実誤認・内省

(1) 間宮陽介氏は、先の特集『コモンズの悲劇を超えて』に寄せた論文のなかで、多くの調査研究が〔焼畑→熱帯雨林消失〕という因果関係を支持しており、熱帯林消失の主要な原因が焼畑にあることは間違いなく、焼畑を自己破壊的だと説く人は少なくない、しかしながら、焼畑は人口圧力などの内生的な諸力によって自己破壊するものと考えるのであれば、次の理由でそれは間違いであると述べている。

第一に、焼畑農業が千年以上もの長い間、森林維持的な農業として営まれてきたという事実を看過すべきではなく、それは焼畑がさまざまな点でエコシステムとしての科学的合理性とともに、焼畑期間と休閑期間のローテーション等資源管理ルールとしての制度的合理性をもつ

ていることを示すものとしている。

第二に、たとえ人口圧力が熱帯林消失の大きな要因だとしても、当の人口増大は内生的な要因とは思われないことである。即ち、①熱帯林の消失は、農村部からの移住者という外生的な人口圧力、即ち、焼畑のノウハウをもたず、またコモンズの掟としての焼畑ローテーションに無縁の新参焼畑農民による面が大きいこと。②森林伐採やダム建設その他の森林開発に際して作られた輸送用の道路が新参焼畑農民を呼び込む路となっていること。③森林の国有化によって慣習的土地所有制度が改められ、従来のコモンズ・システムが維持できなくなったことがあげられている。

①を補足しよう。農村部における人口圧力は土地をもたない農民を外部に押し出し、押し出された人々は（都市へ流入しスラムを形成する人々もいるが）、熱帯雨林に分け入って焼畑農民を圧迫する。その結果、焼畑農民は（環境破壊的な農業を営む者として政府の積極的な移住策もあって）、これまで利用していなかった土地で焼畑を行わざるをえず新たに森林に火入れをする。他方で、水田稲作農民であった熱帯雨林の新入者は焼畑については全くの素人であり、ローテーションを守らない。即ち、十分に休憩期間をおかず火入れをする。また、彼らは火のコントロールに慣れないために森林を焼き払ってしまった。－これが森林火災のメカニズムであるという。

(2) 福井勝義氏は同じ特集のなかで、北タイ少数民族の例をあげて、焼畑に対する偏見に満ちた政策が焼畑少数民族を森から追い出し、生存の危機にさらしていることを紹介し、私たちはそのような実態を知ることなく、焼畑の休閑地に植林されさえすれば、「地球の緑を！」というスローガンが実現されたものと無邪気に信じているのではないかとの反省を促している。つまり、外部の者は、焼畑が伐採した森を焼き払うことに注目するあまり、焼畑民を森林破壊者と決めつけてしまう。その結果、熱帯を中心とする各地で、国際機関や途上国の政府は焼畑の

常畑化策を推進しようとしてきたばかりでなく、焼畑農業に依存する人々に対して強制的な移住を迫っているという。さらに、福井氏は、焼畑の休閑地が焼畑農民の同意を得ることなく勝手に植林されてしまうことによって二度とその土地が畑として利用できない状況になってしまふことをあげて、「地球の緑を！」というスローガンが誰の立場に立ったスローガンであるのかと、実態を知ることの必要性を訴えている。

(3) また、北畠能房氏は環境資源管理法の制定を提唱している。これは、開発途上国の人々の生活水準向上意欲が高いことを考慮すれば、今後とも環境汚染が進行する可能性が高いことに対して、わが国の尊い犠牲者を出した公害の経験を生かして、国際貢献策としての持続的利用を推進し、コモンズとしての自然環境の管理を公的機関が国民から信託されて行うものとして「環境資源行政」を位置づけるという主旨である。

(4) しかし、環境資源管理法の制定には、秋道智彌氏の提起を考慮しなければならないだろう。秋道氏は、木炭生産の材料として、あるいはエビ養殖用の汽水池をつくるためにマングローブ林が伐採され大規模に消失されている事例をあげて、政府が行う環境保護のためのマングローブ伐採禁止と、マングローブ林を多面的に利用して生きている人々の生活との軋轢について鋭い問題を提起している。

つまり、現代において、地球上のいかなる集団の経済活動も生存と商業とに二分して色分けできないことは事実であり、「生存」を「自給」といいかえても、商業的行為と自給的行為の差異が不明瞭であることからすれば、マングローブ林に依存する伝統的な生活をしてきた人々を圧迫する環境保護策の矛盾をどう考えればよいのだろうか。

氏は自らの問いに対して、商業的行為と自給的行為の－両者の重なりとそのゆらぎ、あるいは変化を問題にする視点こそが重要であるとして、環境保護が誰もが是認する目的であるとしても、画一的な規制や制度で規制することの難

しさを提起している。これは、先の福井氏が、「地球の緑を！」というスローガンの考察と共通するものを含んでいる。

秋道氏は、さしあたっての現実問題としては、慣習的あるいは在来の利用を尊重し、無節操な商業主義を排除する方向性を確認したいとしている。そして、聖地やカミの観念自体が人間の創造物であるとしても、そこには人間の自然に対する一つの関わり方が示されているとして、それを古くさい無力なものとしてその知恵に目を向けなくなったこと自体が問題なのではないかと結んでいる。

IV-2 私有概念の現在・過去・未来

無節操な商業主義を排除する方向という点では、初期ロックの所有論が所有権を人権の基礎とし、その範囲を一人の人間がコントロールしうる範囲として留保をつけていたことは（周知のとおり、後期ロックは貨幣を媒介にしてその範囲が無制限に拡大することを認容するように変わるが）、法学者村上淳氏が、ドイツの公法学者K. ハイント・ラデーアの指摘として紹介していることと合わせて私有の持つ意味の過去と未来に思いを致させる。即ち、「環境政策の場合だけでなく、一般に、組織を度外視して社会秩序を構想してゆくことはますます非現実的になっている。自律的な個人という観念から出発し、組織をも個人の類推において法人として構成するにとどまった私法の場合も、むしろ同様である。個人の行為の持続可能性を担保しえた法典が個人と比べて高度の学習能力（内部処理能力）を備えたさまざまな組織の登場、それに伴う秩序原理の多元化により適用困難となっている。」¹³⁾したがって、一人の人間と世界企業を擬制する法人概念を見直し、果てしなく自己膨脹を続ける企業の権能を何らかの形で制御する企てがやはり必要なのではないだろうか。

所有の機能についての議論は、本稿にとっては遠大、深淵すぎる課題である。ここでは、共有あるいは私有の議論は無限定であったが、

関曠野氏が言うように、近代自由主義における所有権が、自己固有性の延長（「私」が「私」であるという「私の固有性」）として人格の尊厳に関わる中世的な所有概念の残滓のような面と、ある特定のシステムにおいてある特定の人間が所有を権力に転化できるチャンスをもちうるかどうかという権力行使に関わる両面をもっている。つまり、私有を暴力的で排他的なものとするか、ロックのように人権の基礎とみ、さらに初期マルクスが疎外を克服する参加・獲得の概念とみたように、西洋社会の人格の基礎には独特の概念がある。かかる私有と共有が人間存在にもつ意味を問うことは、人間の行動様式の解明を基礎として組み立てられている経済学にとって、市場原理をどのようなものとして理解するかに関わる根本問題でもあることはいくまでもない。その意味では『コモンズの悲劇』の提唱者は単に共有を空疎で形骸化したものとみたが、非西洋社会の伝統では共有を私有の弊害を制御する歴史的な経験知とみていることは、西洋近代を相対化するうえで重要である。しかし、そこには、これも関氏を引用するというならば、「非西洋社会的な人格においては、「私は私であるのか」という問いはいまだに続いているように思います。」ということになるだろう。¹⁴⁾

CO₂排出権売買にみられるように汚染権さえをも私有化することを介して市場経済を活性化することが新しい水路を経由して、A.スミスの時代とは異なるが、やはり同様な幸福な予定調和に達することができるのかどうか。つまり、環境破壊の主要な要因を市場主義的な収奪であることを認めつつも、なおも利己の利益の最大化という方法を採用することを通して（ただし、その扱う財がパズであるという発想の転換によって）全体として公益を増進しようとする新しい画期的な仕組みとなるのかどうかは、コモンズ論の観点からも極めて興味深い提起である。なぜならこれは、コモンズの解体によって土地を結合していた掟は消失するが、新しい掟を再生し、さらに掟自体を取引することと考え

ることができるようにも思うからである。

しかしながら、この方法が成功するためには同時に私有や競争をこれまで以上に鼓舞して、汚染権を売買するインセンティブを強め続けていくことが必要となる。そうであるとすれば、資本主義は環境保護に展望をもちつつも、貧富の格差の拡大という伝統的な課題をもって生き続けることになることもまた間違いない。先の大塚氏は次のように結論づけている。「多くの発展途上国における森林問題とは、人口・食糧・雇用問題である。この問題解決に向けての最も根本的な対策は、人口の抑制、既存の農地からの食糧の増産、貧困層のための雇用機会の拡大である。要は、森林を耕地に転換しようとする圧力を軽減することであり、森林環境の保護にはとりわけ農業の発展が必要である」と。また、速水氏もこう述べている。「このように、途上国では所得水準を向上させ、平等性と自然環境の保全を図ることは不可能に近いが、さりとて、近代化要求を否定することは間違っている、自然の再生力に依存した生産システムのままでいることが共同体の維持と自然のためだと誰が主張できよう。」と。

本稿をおえるにあたって、私有か共有という円環的議論、二律背反的議論の閉塞状況から脱するためには、西洋社会の私有のなかにある競争と人権の二つの伝統を同根のものとしなすにとどまらず、徹底的にその自己撞着をつきつめることが必要ではないか。同時に、非西洋社会の共有のなかにある汎自然的な人間観、世界観の意義の深さを確認しつつも、現世での諦めにつながりかねない側面を直視し人権意識としての個の確立の水路を探ることが必要ではないかとの思いを深くする。

おわりに

『コモンズの悲劇』ほど毀誉褒貶の激しい比喻は珍しく、環境問題の議論を活性化したという、いわゆる反面教師としての意味での役割はたしかに大きかった。しかし、(ディスクリール)

言説としての『コモンズの悲劇』が誤りであること、あるいはコモンズがいかに優れた資源管理システムであるか(あったか)をいくら論証してみても、高度な産業化社会ではどうすることもできないのではないかという諦めに似た問いも発せられよう。また、仮にコモンズ論によって、近代化あるいは資本主義社会を相対化する視点を獲得することによって『コモンズの悲劇』を超えたとしても、そのことで満足してよいのかという思いもある。

本稿では、歴史学と途上国開発論という二つの実証研究を援用して、『コモンズの悲劇』における論理構造の誤りを、〔原因－現象－結果〕の整合性の問題にあることに求めた。しかし、この比喻が一時は広範に人々に受け入れられてきた背景には、一つには、歴史上のコモンズや途上国のコモンズなど、つまり生産力が低い段階のコモンズ論と、生産力が高度な段階のコモンズ論とは戦略も理論も異なることを看過していること。二つには、コモンズ＝前近代、資本主義＝近代という図式と偏見が色濃く浸透していたことがある。しかし、『悲劇』を再考し、この一セットととしてある二つの等式を再検討することで、そのような色分けではみえてこない、近世にもある合理性としての商品経済と、近代において発生した市場経済から地球大のグローバルな資本主義との連続性と断絶が見えてくる。

近代市民社会自体は、一方で個人主義的功利主義を許しながら、他方ではたえずそれを抑える共同体を追い求めてきた。わが国において、1950年代の共同体否定論に対して60年代の共同体肯定論(再評価論)が投げかけた問いに対して後者自身が答えなければならないのと全く同様に、『コモンズの悲劇』の意義は共同体の否定や批判、さらには近代の相対化する視点を獲得するすることで終わるのではなく、実はそこから新しい展開が待ち構えている。今度はコモンズ論の言説それ自体の構造や質を洗うという作業の開始である。それは、通例のイデオロギー暴露としての『コモンズの悲劇』、それに

代わるさまざまな立場のコモンズ論の言説が現代の社会構造と社会的行為にとって整合的、適合的な論理構造を備えているかを問い、それを有効な政策や運動の理論（社会計画論）として鍛えていく作業であるといえよう。

同時に並行して、コモンズ論の最も重要な意義としての近代化批判を深めていくことが必要であることには変わりはない。しかし、西欧的世界観はさまざまな問題点を宿しながら、そのうちの闘争的で利己的な人間観は、人間をそのようなものとして仮説するがゆえに、人間の競争心を生かしながらも共倒れを回避するための抑制を受け入れて社会契約の思想を生んだ。このことをふまえて、私有と共有を相剋する対立状況におくことなく、類の生存と個人の人權を保障するという原点に立ち、競争と協調の優れた機能を生かすためには、個人として認めあう範囲、共生の論理をどこまで適用するかという共同体の範囲＝構成員資格の問題と、合成の誤謬を回避するための「つなぎ目」の論理がねじれないよう正しくつなぐことが必要となってくるだろう。さらに近代を推進してきた（共通尺度への換算の最たるものとしての）貨幣化、制度化、社会の国家化、専門化をどうとらえるのか…。

しかし、さしあたっては秋道氏にならって、市場システムかコモンズシステムかを俊別するのではなく現実問題として、固い（制度、政策、法律あるいは経済原理に規定されるものとしての）環境政策と、柔らかい（消費者や企業の環境倫理や市民運動としての）環境政策を俊別することよりも、「両者の重なりとそのゆらぎ、あるいは変化を問題に」しつつ、現代コモンズ論の射程を遠くに構えることにしよう。（以上）

◆参考 1

アーレント『過去と未来の間』引田他訳、みすず書房、1994年。なおアーレントの紹介・研究者として、千葉眞『アーレントと現代－自由の政治とその展望』岩波書店、1996年。千葉はそこで、アーレント政治理論の基本的前提を次

のように述べている。「彼女の理解するところによれば、「公的領域」とは「公開性」と「共通性」を属性としてもつ「市民的公共性」（J. ハーバーマス）の空間であり、また古代ギリシアの「ポリス」（都市国家）におけるように、人々が言論と行為を通じて共同に参加し、公共世界をともに建設していく歴史の輝かしい公的舞台を意味していた。…アーレントの理解にしたがえば、この意味での「公的領域」の固有の輝きは、現代の政治生活においては、国家官僚制や代議制や政党制などの種々の政治制度によって隠蔽され、光彩を失ってしまった。それは、とりわけ、20世紀の政治にあっては、大衆社会化状況、画一性と凡庸性の支配、人間疎外と世界疎外の浸透、人種的抑圧、帝国主義、主権国家の覇権主義、ファシズムと全体主義、世界戦争、核兵器主義、経済企業体の過剰権力、組織的虚偽と組織的暴力のエスカレーションによって曇らされてしまっている。アーレントにとって「公的領域」は、そこに参与する各人の自由とアイデンティティーの開示の場として照明の力を宿しているが、それは同時に、一個の「精神的領域」でもあり、古代ローマ人が理解したように、「人間性」が開示される現場そのもの、人々の自由なる政治的実存の創造的空間でもあった。」（p5-6）

また、加藤典洋「語り口の問題」（『敗戦後論』講談社、1997年）は、アーレントが、イェルサレムにおけるアイヒマン裁判傍聴記「イェルサレムのアイヒマン」（みすず書房、1969年）において共同性と公共性の対立を問題にしたことを、従軍慰安婦問題をめぐる歴史教育・歴史主体（自由主義史観）論争に引きつけて論じ注目を浴びた。この共同性と公共性の対立の観点からアーレントを抽出した加藤論文は、アーレント自身の鋭い提起を現代に再提起するとともに、戦後日本の現在を撃つものとして刺激的である。

◆参考 2

1980年代に加速した中南米、アジアからの移民の大量流入、とりわけ不法移民が白人中間層

の不満と憎悪を煽り、現代アメリカの国論を分裂させる最大の難問になっている。アメリカの主流に属する人々は、アメリカの内部分裂を憂い、西欧的価値・歴史意識によって「アメリカの自己同一性」を再構築する必要性を訴えている。そうした状況のもとで、カルフォルニアでは、アメリカ生れであっても不法移民の子女には市民権を認めないようにするという住民投票「提案 187号」を成立させた。矢作弘『ロサンゼルス－他民族社会の実験都市』（中公新書、1995年）は、アメリカの都市社会の先行的指標といわれる人種のるつば、モザイク都市ロサンゼルスを舞台に、米国が苦悩する社会の分断が人種間の制度的な壁（見える壁、見えない壁）をつくり出す様を活写している。

分裂した社会はナショナリズムが支配しやすい。本書出版後のアメリカはますますそうした傾向が顕著に表れている。例えば、1997年末には、米議会は貿易協定に基づく国内法案を無修正で議会に諮ることができる一括通商交渉権（ファストトラック）を大統領に与えることを拒否した。貿易は米国に恩恵をもたらすが、これによって職を失ってしまう労働者にとっては大打撃となるからである。また、先ごろ、合法的移民（まだ市民権を獲得していない人たち）から、傷害保険など多くの重要な公的給付の取得資格を剥奪することを目指す法案が提出されている。こうした経済ナショナリズムとグローバリズムの間の緊張関係は、共和党、民主党に共通する今日の米国政治の最も重要な特徴となっている。

(1) 矢作は、一般にリベラルだと考えられている自然環境保護運動さえも、しばしば反移民臭の強い内向き志向が露骨に顔を出すのに驚きを示している。例えば、1970年代末に結成された市民運動組織「アメリカ移民改革連盟（FAIR）」という反移民団体は、かつてリベラル派エコロジストと自称していた人々の多くがメンバーになっていることを紹介している。FAIRの基本的な立場は、「どの国にも、どの地域にも、その自然環境を破壊しないで同化できる適正な人

口規模がある」というもので、アメリカの「クオリティ・オブ・ライフ」を守るためには、現在以上のペースで移民が増加し続けるのは極めて危険であること、即ち、「ラテンの猛襲」という言い方をしてヒスパニック人口の爆発的増加を危険視している。実に、『コモンズの悲劇』の生みの親、G.ハーディンは現在、このFAIRの理事となっており、ロサンゼルス・タイムスとのインタビューの中で、「多元的文化主義の末路はバルカン化だ。人種間衝突と社会的混乱ばかりが蔓延して、結局アメリカから自由が失われる」と述べて、現在のペースでマイノリティ人口が増え続けることに強い懸念を示している。彼は、人口抑制運動「ゼロ人口成長（ZPG）」の創設メンバーの一人でもあり、メキシコ・アメリカ国境に高圧電流を通したフェンスを張ってメキシコからの不法越境者を撃退することを提案している箇所に接すると、『コモンズの悲劇』の当然の帰結を感じざるをえない。さらに、FAIRはZPGの他にも、「カリフォルニアの人口安定化（CPS）」などマルサス主義グループとの連携が指摘されている。

(2) また、アメリカを代表するトップクラスの自然環境保護団体である「シエラクラブ」はサンフランシスコに本部があり、カリフォルニアの成長管理にも強い関心を示している。焦点の一つは人口膨脹の抑制にあり、州の政策として、「一世帯当たりの子供の数を二人に制限する必要がある」などクラブの有力メンバーらは考えていることをみて、筆者は、シエラクラブは移民問題への深入りを微妙に避けてはいるが、こうした産児制限政策が実施されると、その影響を最も受けるのは出生率の高いマイノリティの貧困層であり、したがって、成長管理政策の訴えが反移民キャンペーンの色彩を帯びるのは避け難いと慨嘆しつつ、岡島成行『アメリカの環境保護運動』を想起し、その生い立ちと伝統から考えれば、アメリカの自然環境保護運動が今日の状況の中で反移民イデオロギーに向かうのはあるいは当然の成り行きかもしれない」と述べている。（これらの他に、環境意志決定とア

メリカ型民主主義の功罪をレポートした力作として、諏訪雄三『アメリカは環境に優しいのか』、新評論、1997年がある。）

(3) しかしその一方で、公民権運動の伝統は「環境的公正(enviromental justice)」の理念のなかに脈々と流れていることに矢作は言及していない。例えば、1997年7月、ロサンゼルス環境保護団体は、地域の大気環境管理局などを相手どって、排出権インセンティブを利用した工場からの有毒物質の排出は、貧困でマイノリティーの、あるいは公民権を奪われた住民の住む地域社会にあっては公民権法に反していると訴えている。環境的公正とは、価値規範が異なり、手続き的正義からこぼれおちる人々、そして結果としてふりおとす役割をしている西欧近代の手続き的正義の前提に、「市民社会の市民とは誰か」という問題が、即ち、市民社会の市民が現実にはまさに同質の市民ではないにもかかわらず平等とみる民主主義の孕む構造的問題がある。（1997年11月13日付朝日新聞（朝刊）「見える手は有効か 米国の実験」）

戸田清によれば、「環境的公正の思想とは、人間活動全体としての環境への負荷を減らすと同時に、環境からの便益（環境資源の享受）、及び環境破壊の負担（被害）に「公平原則(equity principle)」を適用することによって、環境保全と社会的公正の同時達成をめざす思想であると、ひとまずは定義してよいであろう。」（『解説 社会派エコロジーの思想』p178）とされる。またその中心原則は、R.ホフリクターによれば、「天然資源に対するアクセス、きれいな空気を及び水、適切なヘルスケア、住まいの提供および安全な職場を求める権利を強調する。このような基本的なニーズを満たせていないのは、偶然からではなく、制度的な決定、市場の慣行、差別、および経済成長を絶えず求めることに原因がある。それゆえ環境問題は貧困、人種差別、性差別、失業、都会の悪化、および企業の活動により損なわれる生活の質のような他の社会的公正と切り離すことができない。」（『環境的公正－その理論と実践』p270）（とも

に、大原秀雄監修『環境思想の系譜 2 環境思想と社会』東海大学出版会、1995年。所収）

◆参考 3

(1) インドネシアのカリマンタン（ボルネオ島）、スマトラ島では3、4年に一度の周期で大規模な山林火災がある。火災の原因の大半は、パーム油やゴム園の開発や産業造林のための火入れ、伝統的焼畑農業の火の不始末などで、開発事業が増えるに伴って火災は起きやすくなっている。とくに1997年の山火事は、エルニーニョ現象の影響で異常乾燥状態が続いたこともあって、（九州の面積に匹敵する約350万ヘクタールが焼けた）1983年以来の規模だった。インドネシア政府が確認しているだけで約30万ヘクタール、アブラヤシなどの大規模農園を含めると100万ヘクタール以上とみられる（85年には約60万ヘクタールだったアブラヤシの大規模農園はここ10年間に開発されて220万ヘクタールに拡大している）。年初から6月までの両島を中心とした火災の発生件数は800件異常、消失面積はインドネシア林業省の推定で1万ヘクタールと概算されている。

FAO（国連食糧農業機関）がまとめた世界の森林面積は約34億5,000ヘクタールで、陸地全体に対する森林率は27%である。1990年以降、先進国では年間約170万ヘクタールずつ増えているのに対し、途上国では約1,300ヘクタールずつ減っており、減少している殆どが熱帯地域の天然林である。1980年から10年間の減少面積は年平均1,460ヘクタール。それよりややペースは落ちているものの依然として、本州の半分以上の面積に相当する熱帯林が毎年消失している。

(2) そのなかで、温室効果ガス削減の余波として、先進国の保護策で逆に伐採が進む恐れが出てきている。京都議定書には、先進国内の90年以降の植林を温室効果ガスの吸収による削減量として、一方、伐採は排出による増加量としてカウントすることが盛り込まれた。6%の削減義務を負った日本は吸収の増加に躍起になっており、「国内の森林を保護するために、削減義務のない途上国に木材需要が向かう恐れがあ

る」と警戒されているのがそれだ。

先進国が途上国に植林した場合、その一部を援助した先進国の削減量として算入することが認められる可能性があるが、それはまだ先の話だ。製紙業界は70年代から海外で植林を続けているが、1996年末までの植林実績は合わせて19万ヘクタールで、1年間に世界で減る森林の1.5%にすぎない。

(3) しかし、森林の保護と再生には自然の状況や地域の特性に応じた対応が必要だ。そう考える根拠として次のことが指摘されてる。①樹種も成長が早くてパルプ原料になるユーカリやアカシアが殆どで、同じ種類のものばかり植林すれば生態系を無視することになる。②しかも、ユーカリは種類によっては葉や樹皮に有害物質を含む。③また、熱帯雨林には野生生物の約半数が生息するといわれ、遺伝子資源の宝庫でもある。④さらに、途上国の地域人口の3分の2以上は家庭燃料を木材に頼り、食糧を森林に依存する人も多い。¹⁵⁾

(4) 一方、森林の伐採は植林などで森林が再生できるのに、森林火災は（百年単位でみれば森林の健康維持に役立つとされるものの）短期間では破壊しか残らず、その影響は伐採よりはるかに深刻である。しかし、1991年に森林火災が多発した時、インドネシアのアラタス外相が「熱帯雨林の伐採には反発する先進国が森林火災では行動を起こさない。熱帯雨林保護運動の真意を疑う」と批判したように、常々「地球の肺」である熱帯雨林の伐採活動を「地球環境の破壊」として反対している先進国の世論の動きは鈍かった。森林火災の原因ともなっている開発事業のあり方の見直しや、財源・人材不足から有効な手が打てないでいるインドネシア政府への支援や助言も含め、森林火災にどこまで本気で取り組むのかという先進国の環境保護の意欲がここでも問われている。（1997年9月1日付日本経済新聞『ニュース複眼：多発する熱帯雨林火災』編集委員：小牧利寿／1998年1月18日付朝日新聞『主張・解説：減り続ける途上国の森林－地域に合った支援拡大を』石井徹を参

照した。）

◆参考4

(1) トマス・シェリング「地球温暖化対策の盲点」『中央公論1998年1月号』がある。後者は、「途上世界の将来世代が受益者となる気候変動緩和のためのコストを先進諸国が負担する」という現在の議論には、どこか現実逃避の嫌いがあるのではないかとの疑問を投げかける。つまり、その代替策として、農業や屋外での生産活動への依存率が高く、大気汚染、水質汚染、不衛生な生活環境、疾病という切実な環境問題に直面している途上国の人々をまさに現在、援助することが必要ではないかと主張している。途上世界の将来世代を受益者として考える根拠として、シェリングは次のように指摘している。「…実際に気候が変動し始める頃には、途上世界の経済は依然として先進諸国経済ほどには（気候変動に）強くないと考えられるからである。先進世界では国民所得のいかなる要素も気候の変動に左右されることは殆どありえない。現実的にみて、気候に左右されるのは農業部門だけであるし、先進諸国の国民所得に占める農業の比率は非常に低く、例えば米国では3%である。気候の変動によって農業の生産性が大幅に低下した場合、生活コストは1%か2%上昇するだろうが、その頃までに一人当たりの所得は倍増しているだろう。これとは対照的に、途上諸国では、現在GNPの3分の1、そして人口の半分が農業に依存しており、彼らは当面の間、気候の変動に弱い状態のままだと思われる。」

(2) また、『世界の資源1998-99』-UNDP（国連開発計画）、UNEP（国連環境計画）、世界銀行、世界資源研究所などが共同で二年毎に発行される報告書で、世界の病気や死亡の約4分の1は環境と何らかの関係があるとWHO（世界保健機関）も指摘しているため、今回は環境と健康の関係に絞って調査された－は、環境悪化による健康被害が目立つのはアフリカのサハラ砂漠以南の諸国やアジアの一部途上国で、とりわけ、子どもへの被害が大きいと指摘している。

世界中で毎年約1,500万人の子どもが家庭内の毒物や汚染された飲み水、空気など環境悪化が原因で死亡しているが、そのうち、工業化に伴う大気汚染や、家庭用の粗悪な料理用コンロ・燃料の煙が引き起こす室内汚染が原因の急性の呼吸器感染で約400万人、汚れた水など不衛生な環境による下痢で約300万人の子どもが毎年死亡している。その殆どが5歳以下の幼児という。

また、農地拡張などが原因でマラリアも増加しているが、年間約300万人近いマラリアの死者の多くは子どもである。これら感染症を媒介する蚊は、温暖化によって生息域がさらに広がる恐れがある。報告書によれば、貧富の差がそのまま健康状態の差になり、格差は拡大している。実際、世界人口の5分の1にあたる最貧層は最低限の食料、水、衣服にも事欠き、環境悪化の影響を受けやすい。先進国でも低所得層ほどぜんそくや結核が多い。

(3) 一方、世界銀行は、東アジアの貧困が過去20年で急速に是正されたとするレポートを発表した。日本とNIES（新興工業経済群）を除いた同地域では1975年には10人当たり6人が1日1米ドルの収入もなかったが、1995年には2人まで減ったという。反面、所得格差が拡大しており、教育の充実など一層の努力が欠かせないと課題も指摘している。

(4) ガンジー開発研究所所長代理のジョティ・パリクは次のように主張している。①アジアは各国間の不均衡と多様性が世界で最も大きい。地域の環境も、貧困と繁栄、都市と地方の双方から脅威を受けている。②例えば、発展途上国の都市部では、貧困であるがゆえに排出物の多い生物燃料の多用や衛生施設の不備などによって環境は圧迫されている。しかし、経済成長しても利益が偏在すれば、やはり環境は悪化する。③先進国と途上国、都市と地方は環境問題の中ですべてつながっている。一方が他方を支援することは、やがて全体の利益につながる。と。（「アジア環境報告（下）「脅威、貧困・繁栄の両面から」、1997年11月26日付日本経済新聞（朝刊）『経済教室』）

註

¹⁾ 宇沢弘文、「社会的共通資本の概念」、宇沢弘文・茂木愛一郎編『社会的共通資本－コモンズと都市』東京大学出版会、1994年。飯島伸子、「環境問題の社会史」、飯島伸子編『環境社会学』有斐閣、1993年。

²⁾ 「大気と水とは全ての者に自由に使用される、その結果は競争と浪費とによる利己的使用－生物学者のG.ハーディンが『コモンズ効果』と呼んだものであり、厚生経済学者が外部不経済と呼んだものであり、そして私が『見えざる足』と呼びたいと考えているものである。アダム・スミスの『見えざる手』は、意図することなく、私的で利己的な利害関心が共同の利益に奉仕するように導くものである。『見えざる足』は私的な利害関心が、共同の利益を蹴ちらすものである。競争的市場のもとでの私的所有と私的使用とは、見えざる手を生み出し、公的所有が制約されることのない私的使用とともにあるとき、見えざる足を生み出すのである。公的所有が使用の公的性や制約とともにあるとき、計画担当者によく『見える手（と足）』とをうみだすのである。資源の枯渇は部分的に『見えざる手』によって抑制されてきたが、その他方で環境の汚染は『見えざる足』によって奨励されてきた。」（p114）

³⁾ 間宮陽介「コモンズと焼畑」／福井勝義「コモンズを支えるパラダイムは」／秋道智彌「マングロープは誰のものか」／北畠能房「二つの悲劇からみた新たな立法の必要性」、京都大学大学院人間・環境学研究科編『人環フォーラム NO.2 特集：「コモンズの悲劇」を超えて』、1997年3月。

⁴⁾ 植田和弘『環境経済学』岩波書店、1996年。

⁵⁾ V.シヴァ『生きる歓び－イデオロギーとしての近代科学批判』熊崎詔、築地書館、1994年。

マーチャント『ラディカル・エコロジー』川本他訳、産業図書、1994年。

ブックチン『エコロジーと社会』藤堂他訳、白水社、1996年。

F.カブラ・E.カレンバック『ディープ・エコロジー考－持続可能な未来に向けて』鶴田訳、佼成出版社、1995年。V.ザックス編『脱「開発」の時代－

- 現代社会を解説するキーワード辞典』晶文社、1996年。
- 大原秀雄（監修）『環境思想の系譜 2 環境思想と社会』『環境思想の系譜 3 環境思想の多様な展開』東海大学出版会、1995年。
- 今村仁司『近代性の構造』、講談社、1994年など。
- ⁶⁾ セン『合理的な愚か者』勁草書房、1989年。なおセンの紹介・研究者として、川本隆史『現代倫理学の冒険』創文社、1995年。川本はセンに学んで、共同体や人間としての多様な価値観を背負った主体としての人間が、効用や利潤の最大化だけでなく価値を選択していく過程を重視している。（アーレントについては参考1）
- ⁷⁾ 佐藤誠三郎、「学会シンポジウム報告－政治学の立場から」、日本土地法学会編『土地問題双書 6 近代的土地所有権・入浜権』有斐閣、1976年。
- ⁸⁾ 平松紘、「イギリスにおける入会の現代的課題」、日本法社会学会編『法社会学』第40号、有斐閣、1988年。／「ウィンブルドン入会地の社会的展開（一）」、青山学院大学法学会編『青山法学論集』第29巻第3・4 合併号、1988年。
- 平松紘、「イギリス環境法の基礎研究」敬文堂、1995年。平松の指摘を紹介しているのは植田の前掲書。その他、入会に関する参考書として戒能通厚、「現代イギリス土地法の一側面－入会地とオープンスペースを中心に」
- 下山暎二・堀場政男編『現代イギリス法』成文堂、1979年。
- ⁹⁾ 肥前栄一、「北西ドイツ農村定住史の特質－農民屋敷地に焦点を当てて」長谷川善計・江森五夫・肥前栄一編『シリーズ比較家族 6 家・屋敷地と霊・呪術』早稲田大学出版部、1995年。ただし初出は東京大学『経済学論集』第57巻第4号、1992年。
- ¹⁰⁾ 日本経済新聞『やさしい経済学』連載
- ¹¹⁾ 速水佑次郎、「途上国、「環境」「分配」が壁」、1996年4月1日付日本経済新聞（朝刊）『経済教室』
- ¹²⁾ この点について、環境NPOからの投稿に、高見邦雄「貧困地域を直撃する異常気象」、1998年3月10日付朝日新聞（朝刊）『論壇』。また国連機関の報告書及び多くの論者がこの事実に基づいて、先進国の環境的安全保障としての途上国援助の必要性を主張している。（参考4）
- ¹³⁾ 村上淳一『＜法＞の歴史』東京大学出版会、1997年。
- ¹⁴⁾ 最首悟・関曠野「対談－自己の固有性と所有の起源」／大庭健、「＜私である＞ことと＜私に固有なものを持つ＞こと－存在と所有の間』『現代思想特集：私的所有とは何か』青土社、第18巻第9号、1990年。
- ¹⁵⁾ V.シヴァ 注5)の書。